報

毎週火・金曜日発行



秋田県立高等学校管理規則の 秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例附則第二項の教育委員会規則 教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則 (一一・教育庁総 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 (一〇・教育庁総務課) ... 1 育庁総務課) 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則 (一三・教 総務課) 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則 (一二・教育庁 教育委員会規則 目 一部を改正する規則 (一四・高校教育課) 次 3 ページ : 2 4 2

教 育 委 員 会 規 則 秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令 (三・教 秋田県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令 (二・教育庁総務課).......4

育庁総務課).....

秋田県立特殊教育学校管理規則の一部を改正する規則(一六・特別支援教育

教育委員会訓令

で定める日を定める規則 (一五・高校教育課)......

4

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する 平成十七年三月三十一日

秋田県教育委員会規則第十号

秋田県教育委員会委員長 渡 部 聡

> 部を次のように改正する 秋田県教育委員会行政組織規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号) 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

<u>の</u>

第五条に次の二号を加える

ものに限る。 保育所の設置の認可、 `` 検査等に関すること(中央教育事務所の所管区域に係る

ものに限る。 社会福祉法人の認可、 検査等に関すること (中央教育事務所の所管区域に係る

第七条第十七号中「大学入学資格の検定」を「高等学校卒業程度認定試験」に改め

るූ

める。 第十条第九号中「秋田県立スポーツ会館」を「秋田県スポーツ科学センター」 に改

を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。 号及び第九号を削り、同条第五項中「前項各号」を「第四項各号」に改め、 第十二条第四項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八 ただし書

区域に係る次に掲げる事務を分掌する。 北教育事務所及び南教育事務所にあつては、 前項各号に掲げる事務のほか、 所管

公立幼稚園の管理運営についての助言に関すること。

保育所の設置の認可、 検査等に関すること

社会福祉法人の認可、 検査等に関すること。

第十六条の表中 秋田県埋蔵文化財センター

秋田県埋蔵文化財セン

秋田県スポー ツ科学セ

を

ンター ター に改める。

: 5

第十九条第四号から第六号までを削る。

第二十七条中第三項を第四項とし、第1 一項の次に次の一項を加える。

中央調査課に男鹿整理収蔵室を置く

3

第二十七条の次に次の一条を加える。 (スポーツ科学センター)

第二十七条の二 秋田県スポーツ科学センター (以下「スポーツ科学センター」とい)の所掌事務は、次のとおりとする。

スポーツの指導者の養成及びスポーツに関する研修に関すること

スポーツに関する医科学的研究に関すること。

ポーツ科学センター」に改める。 第二十九条第一項中「及び埋蔵文化財センター」を「、 埋蔵文化財センター及びス

第三十条第三項の表第二号中「埋蔵文化財センター」 を 埋蔵文化財センター スポーツ科学センター」

に改め、 同表第八号中「総合教育センター」 を 総合教育センター スポーツ科学センター」 に改める。

この規則は、 平成十七年四月一日から施行する

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成十七年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 渡 部

聡

秋田県教育委員会規則第十一号

号)の一部を次のように改正する。 教育機関の管理及び運営に関する規則 (昭和六十一年秋田県教育委員会規則第五 教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

秋

う。)」に改める。 健体育課長」を「スポーツ科学センターの長 (以下この節において「所長」とい を「秋田県スポーツ科学センター」に、「「スポーツ会館」を「「スポーツ科学セ ンター」に、「開館時間」を「開所時間」に、「午後五時」を「午後九時」に、「保 第四十五条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする 第四十九条の見出しを「 (開所時間) 」に改め、同条中「秋田県立スポーツ会館」 第一節 スポーツ会館」を「第一節 スポーツ科学センター」に改める

「スポーツ科学センターの休業日」 第五十条の見出しを「(休業日)」に改め、 に改める。 同条中「スポーツ会館の休館日」 を

第五十一条を次のように改める。

(使用の手続)

第五十一条 スポーツ科学センターを使用しようとする者は、所長の定めるところに より、スポーツ科学センター 使用許可申請書を所長に提出し、その許可を受けなけ ればならない。

第五十二条第一項中「秋田県スポーツ会館条例」を「秋田県スポーツ科学センター

改める。 条例」に、「別表第一備考第一号」を「別表第一の表の備考一」に、「保健体育課 長」を「所長」に改め、同条第二項中「教育長」及び「保健体育課長」を「所長」に

第五十三条を次のように改める

(準用)

第五十三条 第三条第二項、 スポーツ科学センターにこれらを準用する。 第八条、 第十一条、第十三条及び第二十二条の二の規定

第十二章第十節の節名中「スポーツ会館等」を「体育館等」に改める。

第七十七条中「スポーツ会館、」を削り、「スポーツ会館等」を「体育館等」 に改

第七十八条中「スポーツ会館等」を「体育館等」に改める。

第七十九条中「。 以下「条例」という。) 第七条第一項」 を「) 第七条」 に改め

第八十四条を削り、 第八十五条を第八十四条とする。

ಶ್ಠ

この規則は、 平成十七年四月一日から施行する

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成十七年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 渡 部 聡

秋田県教育委員会規則第十二号

三号)の一部を次のように改正する。 市町村立学校職員の給与等に関する規則(昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

員採用初級試験」を「高校卒業程度(高校卒業程度試験」に改める。 級試験」を「短大卒業程度(短大卒業程度試験」に改め、 を「大学卒業程度 大学卒業程度試験」に改め、同条第十一号中「中級 第五条中「本章」を「この章」に改め、 同条第十号中「上級 同条第十二号中「初級 職 職員採用上級試験」 職員採用中

第十六条第二項及び第十七条第一項第一号中「上級」を「大学卒業程度」 を「短大卒業程度」に、「初級」を「高校卒業程度」 に改める。 ĺĆ

中

第二十七条第一項第一号中「中級」を「短大卒業程度」に改める。

第三十九条を次のように改める。

に勤務する者に限る。)」を「統括事務長」に改める。 第五十六条第一項中「事務長 (教育委員会が人事委員会と協議して別に定める学校

第六十七条の六第二項中「の各号」を削り、同項に次の一号を加える。 なかつた期間については、その二分の一の期間 地公法第二十六条の二第一項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務し

号の次に次の一号を加える。 第六十八条の五第二項中「の各号」を削り、 同項中第八号を同項第九号とし、 第七

なかつた期間 地公法第二十六条の二第一項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務し

附則第三条の前の見出し並びに同条及び附則第四条を削る。

別表第八八の表中「上慾」を「大啦や牃猫)」に、「日慾」 め「短大卒業程度.

学校に勤務する者に限る。)」を「統括事務長」に改める。

別表第十三の二級地 (平成二年一月一日指定)の項を削り、 同表二級地 (平成八年

坊ヶ 釜 釜 越 ケ ケ Щ 台中学 沢 台小学校 小 小学 学 校 校 校 湯沢市 由利郡仁賀保町 由利郡仁賀保町 北秋田郡田代町 を

月一日指定)の項中

釜 釜 越 ケ ケ Щ 台 台

由利郡仁賀保町 11 に改める。

中学校

"

小学校

小学校

北秋田郡田代町

別表第十三の三昭和四十七年五月一日指定の項中

大正 大正寺中学校 寺 小 学 校 11 秋田市

> を 大 正 飯 寺 沢 小 学 <u>/</u>]\ 校 学 秋田市 校 雄 勝郡羽後町 に改め、 同表平成日 仙 道 小

年

一月一日指定の項中

仙 道 小 学 校 11 11 を

雄勝郡羽後町 に改める

学

校

附 則

この規則は、 平成十七年四月一日から施行する

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布す

平成十七年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長

渡

部

聡

秋田県教育委員会規則第十三号

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則

(市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第 規則第十号)の一部を次のように改正する。 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則(昭和三十三年秋田県教育委員会

必要」を「必要」に、「ことを目的」を「もの」に改める。 第八条の三の見出し中「再任用短時間勤務職員」の下に「その他の職員」を加え 一条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「よる」を「基づき、」に、

等に照らして通勤が困難であると教育委員会が認める」に改める。 離が四十キロメートル以上若しくは通勤時間が六十分以上であるもの又は交通事情 難であると認められる」を「利用しないで通勤するものとした場合における通勤距 第十条中「利用しなければ通勤することが教育委員会の定める基準に照らして困

分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当す 第十二条中「次に掲げるもの」を「特別急行列車等の利用により通勤時間が三十

ると教育委員会が認めるものであること」に改め、同条各号を削る 第十五条第二項及び第十六条第一号中「利用しなければ通勤することが教育委員

以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると教育委員会が認め のとした場合における通勤距離が四十キロメートル以上若しくは通勤時間が六十分 る」に改める。 会の定める基準に照らして困難であると認められる」を「利用しないで通勤するも

第十六条の二第三項第三号中「二万円」を「四万円」に改める。

項各号中「二万円」を「四万円」に改める。)事由に関する条例 (昭和五十四年秋田県条例第三号) 第二条」を加え、 第十七条の二第一項第三号中「第二十八条第二項」の下に「若しくは職員の休職 同条第三

に関する条例第二条」を加える。 第十七条の四第二項中「第二十八条第二項」の下に「若しくは職員の休職の事由

第二条 年秋田県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する (市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正) 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 (平成十六

条例 (昭和五十四年秋田県条例第三号) 第二条」を加える 附則第二項中「第二十八条第二項」の下に「若しくは職員の休職の事由に関する

田

秋

この規則は、平成十七年四月一日から施行する

秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成十七年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 渡 部 聡

秋田県教育委員会規則第十四号

秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

次のように改正する。 秋田県立高等学校管理規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第二号)の一部を

第十二条の三の次に次の一条を加える。

(教育専門監)

第十二条の四 学校に、必要に応じて教育専門監を置く

2 教育専門監は、校長の監督を受け、教育における特定の専門的事項に関し、 て指導及び助言を行う。 かつ、実践するとともに、 他の学校等からの依頼に応じ、当該専門的事項につ 研究

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

める日を定める規則をここに公布する。 秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例附則第二項の教育委員会規則で定

平成十七年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長

渡

部

聡

秋田県教育委員会規則第十五号

で定める日を定める規則 秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例附則第二項の教育委員会規則

号) 附則第二項の教育委員会規則で定める日は、平成十七年十二月一日とする。 秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例(平成十六年秋田県条例第五十五

則

この規則は、 公布の日から施行する。

秋田県立特殊教育学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長

渡

部

聡

秋田県教育委員会規則第十六号

秋田県立特殊教育学校管理規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第三号) 秋田県立特殊教育学校管理規則の一部を改正する規則

の

部を次のように改正する。

第四条の三の次に次の一条を加える。

(教育専門監)

第四条の四 学校に、必要に応じて教育専門監を置く。

2

いて指導及び助言を行う。 教育専門監は、校長の監督を受け、 かつ、実践するとともに、 他の学校等からの依頼に応じ、 教育における特定の専門的事項に関し、 当該専門的事項につ

則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

秋田県教育委員会訓令第二号

中

各 各 庁 教 地 方 機 機 関関般

育

4

別表第六十号を次のように改める。

秋田県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成十七年三月三十一日 秋田県教育委員会教育長 小野寺 清

は、教育

事務所出

の

あつて

るものに

長 張 所 秋田県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令

部を次のように改正する。 秋田県教育庁等事務決裁規程(昭和五十八年秋田県教育委員会訓令甲第六号)の

長」を加える。 第六条第一項の表中「少年自然の家所長」の下に「及びスポーツ科学センター所

別表第一第四号の表第十一号四を同号六とし、同号六の前に次のように加える。

(五) 学に附属して設置される中学校並びに私立の中学校及び高等学 校に係るものに限る。 免許教科以外の教科の担任の許可(公立の高等学校、国立大 課 長

(二とし、同号()の前に次のように加える。 `別表第一第四号の表第十一号三を同号四とし、同号二を同号三とし、同号一を同号

免許状の授与

課 툱

別表第二第二号の表を次のように改める。 別表第一第八号の表第二号中「スポーツ会館等」を「県立体育館等」に改める。

管内の公立小中学校に係る免許教科以外の教科の担任の許可 管内の小中学校等の産休補助教職員及び育休補充教職員の任免 所所 (教育事

長長

務所出張

区域に係 所の所管 秋

この訓令は、 則 平成十七年四月一日から施行する。

附

秋田県教育委員会訓令第三号

各各庁 地 教

関 関 般

育 方 機 機 中

定める。 秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令を次のように

平成十七年三月三十一日

五号)の一部を次のように改正する。 秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程(平成八年秋田県教育委員会訓令第 秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令 秋田県教育委員会教育長 小野寺 清

踊み。)」を加え、別表中第五十九号を削り、第五十八号を第五十九号とし、第二十 国立大学に附属して設置される中学校並びに私立の中学校及び高等学校に係るものに 一号から第五十七号までを一号ずつ繰り下げ、 別表第二十号中「免許数科以外の数科の描年の許可」の次に「(公付の高等学校、 第二十号の次に次の一号を加える。

21 = 中学校に係るものに限 任の許可(管内の公立小 免許教科以外の教科の担 20 所出張所 教育事務所及び教育事務 教育事務所及び教育事務 所出張所

5

購読料金

一月三千六百七十五円 (税込) 秋田市山王四丁目一番一号

印

刷

者

P100

古紙配合率100%